

墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例（案）概要

1 制定理由

子ども・子育て支援法の制定（24.8.22 公布、27.4.1 一部施行）により、保育所等の利用について施設型給付制度が創設されたことに伴い、区市町村民税所得割額を基準として保育所等の利用者負担額を新たに定める必要があるが、本区では、利用者負担額を平成18年以降改定していないことから、国基準に対する徴収割合及び食材費の実費相当額等の適切な受益者負担の観点から、利用者負担額を見直す必要がある。

2 条例概要

(1) 趣旨（第1条関係）

上記、理由のとおり

(2) 利用者負担額（第3条関係）

ア 私立幼稚園利用者負担標準額（月額）

所得の区分を6に分類し、当該区分に応じた利用者負担額を定める。

区 分		3歳児		4・5歳児	
		第1子	第2子	第1子	第2子
生活保護世帯		無 料			
住民税非課税及び均等割のみ課税世帯					
住民税所得割額	77,100円以下	6,600円	無 料	5,800円	無 料
	211,200円以下	9,800円	無 料	9,700円	無 料
	256,300円以下	11,500円	2,875円	11,400円	2,850円
	256,301円以上	13,000円	6,500円	12,900円	6,450円

「住民税」とは、「区市町村民税」をいう。

第2子以降の保育料の額は、規則で定める（第3子以降は無料とする予定）。

イ 保育所利用者負担額

所得の区分を26に分類し、当該区分に応じた標準時間保育料及び短時間保育料を定める。

(ア) 標準時間保育料（月額）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度以後
生活保護世帯		無 料			
住民税非課税世帯					
	母子世帯等				
	その他世帯	1,200円	2,100円	2,200円	2,400円
住民税均等割のみ	0～2歳児	3,100円	3,300円	3,500円	3,700円
	3歳児	2,500円	2,600円	2,800円	3,000円
	4・5歳児	2,500円	2,600円	2,800円	3,000円

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度以後	
住 民 税 所 得 割 額	5,000円未満	0～2歳児	3,400円	3,600円	3,800円	4,000円
		3歳児	3,000円	3,100円	3,300円	3,600円
		4・5歳児	3,000円	3,100円	3,300円	3,600円
	5,000円以上 10,000円未満	0～2歳児	4,000円	4,200円	4,500円	4,800円
		3歳児	3,700円	3,900円	4,100円	4,400円
		4・5歳児	3,600円	3,800円	4,000円	4,300円
	10,000円以上 23,200円未満	0～2歳児	7,900円	8,400円	8,900円	9,400円
		3歳児	6,800円	7,200円	7,700円	8,100円
		4・5歳児	6,800円	7,200円	7,700円	8,100円
	23,200円以上 36,400円未満	0～2歳児	9,500円	10,100円	10,700円	11,400円
		3歳児	8,500円	9,000円	9,600円	10,200円
		4・5歳児	8,400円	8,900円	9,500円	10,000円
	36,400円以上 48,600円未満	0～2歳児	10,600円	11,300円	12,000円	12,700円
		3歳児	10,500円	11,100円	11,800円	12,600円
		4・5歳児	10,400円	11,000円	11,700円	12,400円
	48,600円以上 72,800円未満	0～2歳児	16,600円	17,600円	18,800円	19,900円
		3歳児	12,100円	12,800円	13,700円	14,500円
		4・5歳児	12,000円	12,700円	13,500円	14,400円
	72,800円以上 97,000円未満	0～2歳児	20,300円	21,600円	23,000円	24,300円
		3歳児	13,900円	14,800円	15,700円	16,600円
		4・5歳児	13,800円	14,700円	15,600円	16,500円
	97,000円以上 115,000円未満	0～2歳児	23,100円	24,600円	26,100円	27,700円
		3歳児	15,900円	16,900円	18,000円	19,000円
		4・5歳児	15,800円	16,800円	17,900円	18,900円
	115,000円以上 133,000円未満	0～2歳児	25,200円	26,800円	28,500円	30,200円
		3歳児	17,400円	18,500円	19,700円	20,800円
		4・5歳児	17,300円	18,400円	19,600円	20,700円
133,000円以上 151,000円未満	0～2歳児	27,100円	28,800円	30,700円	32,500円	
	3歳児	18,600円	19,800円	21,000円	22,300円	
	4・5歳児	18,500円	19,700円	20,900円	22,200円	
151,000円以上 169,000円未満	0～2歳児	29,100円	31,000円	32,900円	34,900円	
	3歳児	19,800円	21,100円	22,400円	23,700円	
	4・5歳児	19,600円	20,800円	22,200円	23,500円	
169,000円以上 185,500円未満	0～2歳児	31,600円	33,600円	35,800円	37,900円	
	3歳児	21,900円	23,300円	24,800円	26,200円	
	4・5歳児	20,400円	21,700円	23,100円	24,400円	
185,500円以上 202,000円未満	0～2歳児	33,400円	35,600円	37,800円	40,000円	
	3歳児	23,100円	24,600円	26,100円	27,700円	
	4・5歳児	20,400円	21,700円	23,100円	24,400円	
202,000円以上 218,500円未満	0～2歳児	34,900円	37,200円	39,500円	41,800円	
	3歳児	24,000円	25,500円	27,100円	28,800円	
	4・5歳児	20,400円	21,700円	23,100円	24,400円	
218,500円以上 235,000円未満	0～2歳児	36,600円	39,000円	41,400円	43,900円	
	3歳児	25,000円	26,600円	28,300円	30,000円	
	4・5歳児	20,400円	21,700円	23,100円	24,400円	
235,000円以上 251,500円未満	0～2歳児	38,900円	41,400円	44,000円	46,600円	
	3歳児	25,800円	27,500円	29,200円	30,900円	
	4・5歳児	21,200円	22,500円	24,000円	25,400円	
251,500円以上 268,000円未満	0～2歳児	40,400円	43,000円	45,700円	48,400円	
	3歳児	25,800円	27,500円	29,200円	30,900円	
	4・5歳児	21,200円	22,500円	24,000円	25,400円	
268,000円以上 284,500円未満	0～2歳児	41,700円	44,400円	47,200円	50,000円	
	3歳児	25,800円	27,500円	29,200円	30,900円	
	4・5歳児	21,200円	22,500円	24,000円	25,400円	
284,500円以上 301,000円未満	0～2歳児	43,200円	46,000円	48,900円	51,800円	
	3歳児	25,800円	27,500円	29,200円	30,900円	
	4・5歳児	21,200円	22,500円	24,000円	25,400円	

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度以後	
住 民 税 所 得 割 額	301,000円以上 349,000円未満	0～2歳児	47,400円	50,500円	53,700円	56,800円
		3歳児	26,600円	28,300円	30,100円	31,900円
		4・5歳児	22,000円	23,400円	24,900円	26,400円
	349,000円以上 397,000円未満	0～2歳児	52,900円	56,300円	59,900円	63,400円
		3歳児	26,600円	28,300円	30,100円	31,900円
		4・5歳児	22,000円	23,400円	24,900円	26,400円
	397,000円以上 443,600円未満	0～2歳児	57,700円	61,500円	65,300円	69,200円
		3歳児	26,600円	28,300円	30,100円	31,900円
		4・5歳児	22,000円	23,400円	24,900円	26,400円
	443,600円以上	0～2歳児	61,500円	65,500円	69,600円	73,800円
		3歳児	26,600円	28,300円	30,100円	31,900円
		4・5歳児	22,000円	23,400円	24,900円	26,400円

「住民税」とは、「区市町村民税」をいう。

第2子以降の保育料の額は、規則で定める（第3子以降は無料とする予定）。

住民税非課税世帯における「母子世帯等」の定義については、規則で定める。

(イ) 短時間保育料（月額）

区 分		0～2歳児	3歳児	4・5歳児
生活保護世帯		無 料		
住民税非課税世帯	母子世帯等			
	その他世帯			
住民税均等割のみ		3,100円	2,500円	2,500円
住 民 税 所 得 割 額	5,000円未満	3,400円	3,000円	3,000円
	5,000円以上 10,000円未満	4,000円	3,700円	3,600円
	10,000円以上 23,200円未満	7,900円	6,800円	6,800円
	23,200円以上 36,400円未満	9,500円	8,500円	8,400円
	36,400円以上 48,600円未満	10,600円	10,500円	10,400円
	48,600円以上 72,800円未満	16,600円	12,100円	12,000円
	72,800円以上 97,000円未満	20,300円	13,900円	13,800円
	97,000円以上 115,000円未満	23,100円	15,900円	15,800円
	115,000円以上 133,000円未満	25,200円	17,400円	17,300円
	133,000円以上 151,000円未満	27,100円	18,600円	18,500円
	151,000円以上 169,000円未満	29,100円	19,800円	20,400円
	169,000円以上 185,500円未満	31,600円	21,900円	
	185,500円以上 202,000円未満	33,400円	23,100円	
202,000円以上 218,500円未満	34,900円	24,000円		
218,500円以上 235,000円未満	36,600円	25,000円		
235,000円以上 251,500円未満	38,900円	25,800円	21,200円	

区 分		0～2歳児	3歳児	4・5歳児
住 民 税 所 得 割 額	251,500円以上 268,000円未満	40,400円	25,800円	21,200円
	268,000円以上 284,500円未満	41,700円		
	284,500円以上 301,000円未満	43,200円		
	301,000円以上 349,000円未満	47,400円	26,600円	22,000円
	349,000円以上 397,000円未満	52,900円		
	397,000円以上 443,600円未満	57,700円		
	443,600円以上	61,500円		

「住民税」とは、「区市町村民税」をいう。

第2子以降の保育料の額は、規則で定める（第3子以降は無料とする予定）。

住民税非課税世帯における「母子世帯等」の定義については、規則で定める。

(3) 保育料の徴収（第4条関係）

区長は、認可保育所を利用する保護者から標準時間保育及び短時間保育に係る利用者負担額と同額を保育料として徴収する。

(4) 保育料の納付（第5条関係）

保護者等は、区長が指定した納期限までに保育料を納付しなければならない。

(5) 保育料の減免（第6条関係）

区長は、特別の事情があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(6) 督促及び滞納処分（第7条関係）

区長は、保護者等が保育料を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促するものとする。

(7) 委任（第8条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(8) その他（付則関係）

ア 施行期日

本年4月1日

イ 標準時間保育の経過措置

標準時間保育に係る保育料の経過措置として、平成27年度については、現行の額に据え置き、平成28年度から平成30年度まで3年間かけて段階的に引き上げる。

ウ 短時間保育の経過措置

短時間保育に係る保育料の経過措置として、平成27年度は階層区分がB階層となる保育料額を現行の額である1,200円に据え置くこととする。

エ 墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の廃止

これまで認可保育所の保育料額を定めていた、墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例を廃止する。